

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条 最終指定親会社は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、第四条の規定による改正後の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の規定の例によることができる。